



Monthly
Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報

2024年4月 (No.594)



出前講座・現場見学会

【令和5年10月26日(木)】
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 1年生 39人

就業体験

【令和5年10月17日(火)～20日(金)】
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 2年生 38人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和6年4月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和5年度 第11回常務理事会を開催	3
2. 令和5年度 第8回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	7
4. 令和6年度 テレビCM放送のご案内	8
● 雇用改善コーナー	
1. 令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	9
2. 令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦 及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	10
● 建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	12
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	12
● 技士会	
1. 令和6年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	13
2. 令和6年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	14
3. 令和6年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内	14
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	15
● 建災防	
1. 令和5年に県内で発生した死亡災害	17
2. 建設業における時間外労働の上限規制	18
3. 建設業における化学物質管理について	18
● 火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	19
2. 火薬庫の定期自主検査の徹底について	19
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21
3. 電子保証のご案内	22
● 建設業情報管理センターからのお知らせ	23
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	24
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

令和6年4月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 6日まで）	
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	政治連盟監査 技士会監査 建設会館監査	建災防監査 建退共監査 足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 10日まで）	火薬監査
10	水	県協会監査		組合監査
11	木			
12	金		不整地運搬車運転技能講習（清武 13日まで）	
13	土			
14	日			
15	月			
16	火		斜面の点検者に対する安全教育（清武）	
17	水	県協会 新入社員研修（19日まで）		
18	木	県協会 常務理事会・県との意見交換会 技士会 理事会	建退共支部事務担当者会議（東京）	
19	金	日南地区協会 総会	高所作業車運転技能講習（延岡 20日まで）	
20	土			
21	日			
22	月	東諸地区協会 総会		
23	火	日向地区協会 総会 技士会 監理技術者講習	足場の組立て等作業主任者技能講習（延岡 24日まで）	
24	水	都城地区協会 総会		
25	木	九州建設業協会 会長会議・専務・事務局長会議（長崎） 串間市・西都・延岡・高千穂地区協会 総会		
26	金	宮崎・小林・高鍋地区協会 総会	足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
27	土			
28	日			
29	月	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	火			

県協会 HP・会員専用サイト
掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
R6.3.15付 宮崎県_令和 6 年度の入札制度の改正内容について（R6.3.8県掲載分）	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF
R6.2.16付 令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について	国 土 交 通 省	HTML
R6.2.16付 【宮崎県建設業協会主催_県会員限定】 令和 6 年度新入社員研修の開催について（開催日：R6.4.17-19）	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

会員の異動状況

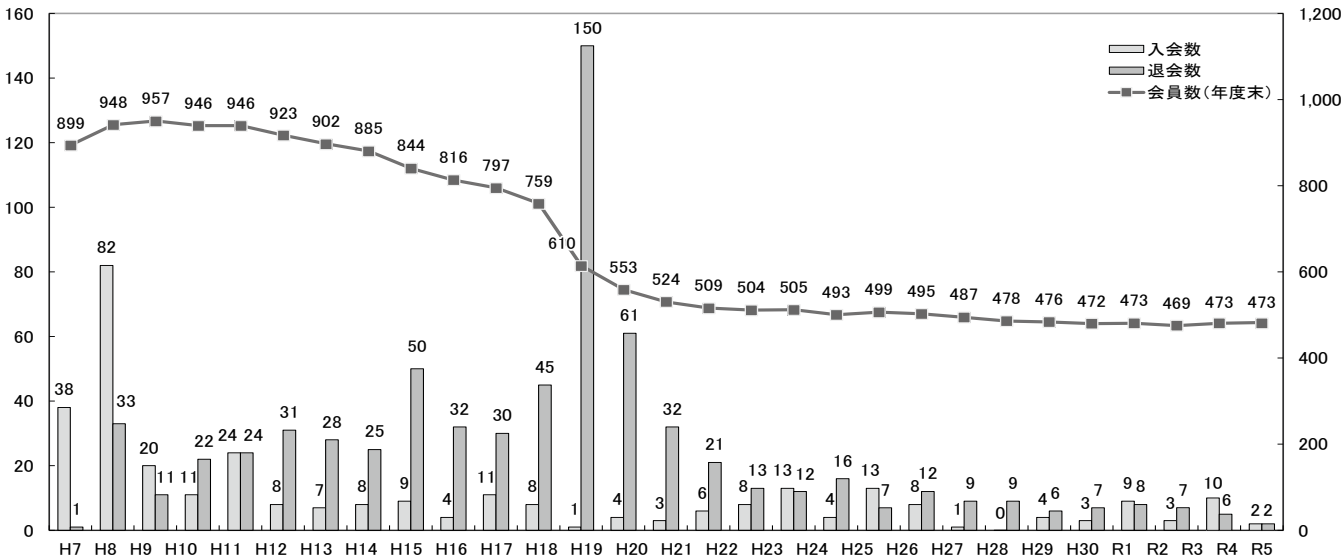
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
延 岡	(株) 甲 斐 組	代 表 者	盛武 博文	太田 美穂
延 岡	日 新 興 業 (株)	代 表 者	河野 孝夫	吉川 真人

【退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名	退会日
高 鍋	柴 坂 建 設 (株)	柴坂 省悟	R6. 3.31

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10	2
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	6	2
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473	473

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R5は3.31現在

宮崎県建設業協会

1. 令和5年度 第11回常務理事会を開催

令和6年3月18日（月）14時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「本日は本年度最後の常務理事会となるが、よろしく願いたい。

今週まで、年度末の入札等が行われているようであるが、各土木事務所との意見交換会等により、不調不落の件数も減少していると聞いている。しかし、災害が多い地区においては、現場の条件等によっては、不調も発生するのではないかと考えている。

先週、担い手育成や若手の入職促進を目的とした、産学官連携会議が開催され、県や高校、高専、大学の校長等と意見交換を行った。その中では、給与のみの改善ではなく、生徒等に対して建設業の魅力発信をどのように実施していくかが、重要だと再認識した。現在、青年部等で、SNSやYouTube等で発信を強化しているが、県が作ったポータルサイト（ビルミヤ）等も活用しながら、業界の魅力等を少しでも広めていけば入職促進につながるのではないかと考えている。各地区でも魅力発信等への協力をお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

本部会長が資料1に基づき、宮崎地区の（株）川越工業について報告し、承認された。

議題2 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料2に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告し、承認された。

議題3 令和6年宮崎県建設業協会会長表彰について

大谷課長が資料3に基づき、令和6年度の会長表彰者案、青年部・女性部に対する表彰、表彰規程・基準の改正案について報告し、承認された。

議題4

価格転嫁の円滑化に関する協定への参画依頼について

大谷課長が資料4に基づき、商工観光労働部より、価格転嫁の円滑化に関する協定の参画依頼があったことを報告し、承認された。

議題5

理事会上程議案（総務委員会開催結果報告）について

榎村事務局長が資料5に基づき、3月4日（月）に開催された予算審議等総務委員会の開催結果を報告した。主な議題は、令和6年度事業計画（案）、令和6年度収支予算（案）について など。

議題6

その他

（1）令和6年県政に関する要請について

榎村事務局長が参考1に基づき、県政に関する要望への回答があったことを報告した。

（2）九州建設業協会労務対策委員会開催結果について

早瀬課長が参考2に基づき、2月19日（月）に開催された九州建設業協会の労務対策委員会の開催結果について報告した。主な議題は、新卒者に対する入職促進の取組、外国人技能実習生の受入に関する取組、令和6年4月からの時間外労働時間の上限規制への対応について など。



第11回常務理事会

宮建協

(3) 九州建設業協会土木委員会開催結果について

早瀬課長が参考3に基づき、2月26日(月)に開催された九州建設業協会の土木委員会及び九州地方整備局企画部との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、設計変更によって追加された工事費の取扱い、賃上げ、時間外労働の上限規制への対応について など。

(4) 九州建設業協会建築委員会開催結果について

大谷課長が参考4に基づき、2月27日(火)に開催された九州建設業協会の土木委員会及び九州地方整備局営繕部との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、総合評価における評価項目のあり方、物価本に記載されている単価、

働き方改革並びに2024時間外労働規制に伴う民間工事に対する対応等について など。

(5) その他

- ・佐藤信秋参議院議員の「建設労働者処遇改善の論理と実践」、足立敏之参議院の「夢だより」について配布した。

議題7

3月以降の協会行事等について

樫村事務局長が参考5に基づき、6月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和5年度 第8回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和6年3月18日(月)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については次のとおり。

◇宮崎県県土整備部

桑畑次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：市成課長、上猶課長補佐、
一井副主幹、佐澤主任主事
技術企画課：迫課長、松山課長補佐、
久保田・丸目・榎本主幹、
木田・榎本主査、
森山主任技師、戸田技師

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：否笠課長、
松尾工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・河野(与)・黒木副会長、
河野(直)・長友・池田・木村(尚)・
木村(健)・有嶋常務理事
事 務 局：石井専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

今回は、本年度最後の意見交換会となるが、年度末の大変お忙しい中、意見交換会に出席いただき、また、毎回の開催にご協力いただき感謝申し上げます。

県議会では来年度の当初予算が成立し、普通建設事業費等が昨年に比べ微増した。お礼申し上げます。一方で、予算の増加はしたが、物価高騰や経費の上昇も実情としてあるため、来年度の予算についても、よろしくお願ひしたい。

また、県が進める「日本一挑戦プロジェクト」を後押しするためにも、インフラ整備は欠かせないと考えているため、必要に応じて、土木事務所と各地区建設業協会の意見交換会を引き続きよろしくお願ひしたい。

円滑な事業執行に関しては、九州地方整備局が、品確法の理念に基づき、設計、施行、完成の各段階において、新たなルールによる取組を開始するようである。県においては、3者検討会や不調不落対策のための地域要件の緩和など取組を進めていただき、感謝申し上げます。今後とも、意見交換会をとおして、柔軟な取組をお願ひしたい。

能登半島地震後、各地で地震が頻発しており、全国的に防災対策への関心も高まっている。そのため、本県においても、防疫対策を含めた具体化した仕組み作りについて、来年度の意見交換会でも引き続き議論させていただきたい。

新体制に移行しても、今までと変わらず、意見交換会の継続をお願ひしたい。

【桑畑次長挨拶】

今回は、本年度8回目の開催となり、今年度最後の意見交換会となる。

今年度を振り返ると、8月の台風6号や昨年度の台風被害がある中で、災害対応に明け暮れた1年だと感じている。

会長挨拶にもあったが、能登半島地震が発生したこともあり、南海トラフ地震の対応もしっかりと進めていく必要があると考えている。

一方で鳥インフルについては、今年度の発生は全国でも10例であり、昨年度の80件以上から、かなり減った。気温も上がっており、ピークは過ぎたと考えているが、油断せず、しっかりと備えたい。

県議会では、来年度予算が成立し、建設関係の予算については微増であった。引き続き、次の年度末に向けて、補正予算（国土強靱化予算）の獲得に取り組んでいきたい。

東九州自動車道については、南郷～奈留間が新規事業採択の手続きに入り、順当にいくと今月末に新規事業化される。大変喜ばしいニュースだと考えており、期待している。

現在の執行状況については、令和5年度当初予算は約9割となっており、補正予算は3月末までに約7割の発注を予定している。今後とも、しっかり予算執行に努める。

本日もよろしくお願いいたします。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等について

●令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等により、特例措置やインフレスライド条項による請負代金等の変更を請求することが可能になる。請求する場合は、発注者へ相談をして欲しい。

令和6年度土木工事積算基準等の改定について

●令和6年度土木工事積算基準等の改定に伴い、県では、①現場管理費等率の改定を令和6年4月から適用予定。②土木工事標準歩掛、③施工パッケージ型積算関係、④建設機械等損料、⑤週休2日工事に関する改定については、10月以降に全面改定する。

技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

●公共工事設計労務費単価の上昇を踏まえ、①技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、②新労務単価を踏まえた請負代金額の変更、③法定福利等の適切

な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導、④若年入職者の積極的な確保、⑤ダンピング受注の取止の徹底、⑥適正な工期の設定・確保と必要経費の確保、⑦CCUSによる技能労働者の処遇改善の事項について適切に対応を依頼する。

入札不調不落対策（配置技能者の途中交代）について

●技術者不足による不調不落対策として、本県でも国土交通省にあわせて、配置技術者の途中交代の拡大に取り組む。拡大案では、途中交代の対象を「工程上一定の区切りと認められる時点において、監理技術者等の途中交代を認めることとする。」とし、交代する配置技術者の技術力等については、「交代後の配置技術者は、当該工事の入札参加資格（「施工実績に関する事項」は除く）を満たすものであれば交代を認める」とする。令和6年4月1日以降に、契約中の工事及び入札公告を行う工事から、当面の間、適用する。

建設発生土の受入地等に関するアンケート調査について

●盛土規制法への対応として、現時点で受入れ可能な土地（施設）の把握や、現在検討している公募の条件等を定めた要領についての意見を徴収する。令和6年3月～4月にアンケート調査を実施するため、協力をお願いしたい。

◆意見交換会

（1）インフレスライドについて

協会→工事期間が複数年にわたる工事においてのインフレスライドについては、国では適用要件を満たしている場合、その都度スライド協議の請求が可能であるが、県のマニュアルでは、1回といった表記となっている。詳細について教えていただきたい。

県 →県でも2回のインフレスライドを行った実績があるが、1回との表記は何の資料にあるのか教えて欲しい。

協会→宮崎県の要領（インフレスライド状況の運用マニュアル）に記載があった。後日で良いので確認をしていただきたい。

県 →おそらく、2回以上でも可能だと考えているが、確認して報告する。

（2）建設発生土の受入地（ストックヤード）について

協会→宮崎県のストックヤードの申請数について教えていただきたい。

県 →県での公募は未実施だが、国の公募結果では、

宮建協

本県では1箇所登録されている。

協会→地区内でも建設発生土のアンケート等を実施しているが、受入条件や処理金額がバラバラで複雑である。今回の県のアンケートは、それらも含めた調査になるのか教えていただきたい。

県 →その通りである。今回のアンケートは、今後の方針を決めるために、実態にあった詳細な内容についての調査を行う。調査の結果を見ながら、どのような対応をするかを詰める予定である。その際には情報交換をさせていただきたい。

(3) 週休2日工事について

協会→週休2日工事については、「着手日から完成日」までの期間と認識しており、令和6年度から、準備期間や後片付けも含まれると聞いたが、詳細について教えていただきたい。

4月から働き方改革が始まるが、発注者指定型の週休2日工事を達成できなかった場合の罰則規定について教えていただきたい。

県 →工事期間については、令和5年2月の改定から、準備・後片付け期間も含めることになっている。

達成できなかった時の罰則については、経費率の引き下げのみであるが、明らかに週休2日工事を達成する気がないなど、悪質な場合は工事成績点の減点を行う。

(4) 発注見通しについて

協会→発注見通しを参考に、受注計画を立てているが、3月に中止や取り止めが多いと困るため、対応をしていただきたい。

県 →可能な限り発生しないよう、努力していきたい。

(5) 盛土規制法について

協会→盛土規制法が本格運用された後の話であるが、業者が探してきた無償の民間受入地では、排水施設等の費用を設計で見てもらえるのか、教えていただきたい。

県 →費用等は設計でみるような取扱いになる。しかし、残土処分場毎に状況が異なっているため、個別の案件については、事業課と調整しながら進めていく必要があると考えている。



第8回意見交換会

3. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

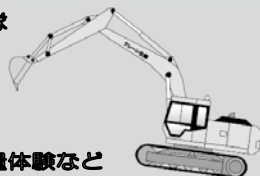
体験内容 ●青年隊概要説明

●施設案内

●建設機械試乗・測量体験など

●ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



宮建協

4. 令和6年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、今後ともその役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、他の業界同様、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていくためにも人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「業界のPR」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和6年度 放映日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和6年4月6日(土)から
令和7年3月29日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK U-dokiの放送帯(毎週土曜17:56～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和6年4月6日(土)から
令和7年3月29日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

《リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 都城志布志道路 宮崎10号吉尾地区改良工事 (ICT施工現場)
宮崎河川国道事務所
富岡建設(株)
- 宮崎県山之口総合運動公園 造成工事 (ICT施工現場)
宮崎県都城土木事務所
丸昭建設(株)
吉原建設(株)
- ICT関係 (ICT建機、レーザースキャナーほか)
(株)藤元建設
(株)大坪

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0119 第 4 号
雇 均 発 0119 第 3 号
開 発 0119 第 3 号
令 和 6 年 1 月 19 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和4年11月30日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和5年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和5年4月10日付け「2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「『令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）』について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和6年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 求人票の展示・公開時期等

令和6年度の安定所における取扱いとは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和6年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和6年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和6年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和6年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和6年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和6年4月1日以降に行うこととする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和6年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和6年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2. 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

①応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。

②男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。

③セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。

④募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入社時期繰り下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。

⑤卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。

⑥大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

雇用改善

2. 令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

5 文科初第2036号
職 発 0209 第 3 号
開 発 0209 第 3 号
令和 6 年 2 月 9 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
山 田 雅 彦
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
岸 本 武 史
(公印省略)

令和7年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和5年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和6年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和6年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和5年10月末現在。文部科学省調査）は77.2%となり、昨年10月末と比べ、1.1ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数あります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和7年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和7年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和6年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和6年9月5日（沖縄県については、令和6年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和6年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和6年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和6年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和6年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和6年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和6年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和6年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和7年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

- 6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないよう、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和6年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共



1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では2.5千社が加入、3万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で360億円の退職金(最高額は955万円)をお支払いしています。(令和6年1月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

◎法律に基づき運営される
国が作った制度

◎建退共加入と適正実施により
「経営事項審査」で加点評価

◎国からの財政上の支援
(国成により掛金の一部が免除)

◎便利な提携施設の割引サービス

特長

◎掛金は金額非課税
(損金または必要経費に算入できます)

◎複数の企業間を就業して
通算して退職金を支給

◎加入の手続きは簡単
(各都道府県の建退共支部で加入)

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は一日 320円
(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。

《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部 〒880-0805

宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F

TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889

本 部 〒170-8055

東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル

TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
12月末計	2,512	30,104
加 入	2	116
脱 退	9	62
1月末計	2,505	30,158

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
1月分	799	69	59,625,635	前月分	75,292
今年度総累計 (2024年1月)	8,808	877	801,296,040	当年度計	688,024

技士会

1. 令和6年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に13名、2級に27名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年宮崎県建設業協会の後援により、1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和6年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和6年5月20日(月)～5月22日(水)

令和6年5月27日(月)～5月29日(水)

実力テスト講習会 2日間

令和6年6月3日(月)～6月4日(火)

二次検定講習 4日間

令和6年9月2日(月)～9月3日(火)

令和6年9月9日(月)～9月10日(火)

2級 一次検定講習 6日間

令和6年7月22日(月)～7月24日(水)

令和6年7月29日(月)～7月31日(水)

二次検定講習 2日間

令和6年8月8日(木)～8月9日(金)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和5年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業

受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



技士会

2. 令和6年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和5年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月15日（水）で終了しました。昨年度は4月から11月の計7回開催し合計で187名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和6年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和6年の予定は、右記のとおりです。

日 程	場 所
令和6年 4月23日（火）	宮崎県建設会館
令和6年 5月15日（水）	〃
令和6年 6月13日（木）	延岡建設会館
令和6年 8月21日（水）	宮崎県建設会館
令和6年 9月19日（木）	都城建設会館
令和6年 11月20日（水）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,500万円以上（令和5年1月1日改正）を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

3. 令和6年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内

令和6年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研 修 名	開催予定日	受講 予定数
公共事業実務研修（オンライン）	4月18日	95
土木施工管理研修（オンライン）	4月25日	95
測量研修	5月14日～15日	25
法面研修（オンライン）	6月26日	95
橋梁維持管理研修（オンライン併用）	7月4日～5日	75
補強土壁研修（オンライン）	7月19日	95
沿道修景研修	8月23日	50
建設ICT研修	8月27日・1月21日	80
3次元点群測量研修（半日）	8月28日・29日 1月22日・23日	80

研 修 名	開催予定日	受講 予定数
3次元測量データ処理研修（半日）	8月28日・29日 1月22日・23日	80
景観研修	9月3日	15
地質研修	9月12日～13日	35
橋梁研修（オンライン併用）	9月19日～20日	40
舗装研修（オンライン併用）	9月26日～27日	65
コンクリート研修（オンライン併用）	10月8日	65
会計検査研修（オンライン併用）	10月25日	65
安全管理研修	11月1日	50
色彩研修【新設】（半日）	11月13日	10
盛土規制法研修（オンライン併用）【新設】	1月17日	50

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類				
書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。

特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。

工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組 合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額
-----	-------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝352万円（1,100万円×80%×90%）－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://mkkumiai.main.jp>E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

1. 令和5年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）

令和5年12月28日現在

○付きの番号は建設業で発生したもの

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	飛来、落下	フォークリフト	食料品製造業	男	50代	20年	フォークリフトを使用して原材料の入ったステンレス製タンクを運搬していたところ、このタンクがフォークから外れて落下し、フォークリフトの付近にいた被災者に激突した。
2	3月	墜落、転落	階段、栈橋	その他の事業	男	70代	6年	夜間の警備業務に従事していた被災者が階段下で横向きに倒れているのを、早朝に出勤した職員が発見した。被災者は意識があり、病院に搬送されたが、10日後に死亡した。
3	5月	はさまれ・巻き込まれ	射出成型機	その他の製造業	男	50代	7年	牛の飼料を固める機械の下部ラムと金型移送用レールのストッパーとの間に、被災者が頭部を挟まれた状態で、通りかかった他の作業員に発見された。
④	6月	崩壊・倒壊	地山、岩石	土木工事業	男	60代	6年	災害復旧工事現場において、被災者がドラグショベルを運転して、法面下の床掘作業等を行っていたところ、法面が崩落し、被災者が土砂に埋もれ、死亡した。
5	7月	はさまれ・巻き込まれ	その他の乗物	食料品製造業	男	10代	4月	沖合にある生け簀で作業を行うため、被災者は、船のへりに座った状態から生け簀の端（鉄製の歩み板）に乗り移ろうとしたところ、強風による高波で船があおられたため、脚部から海面に墜落し、体が生け簀上部の鉄枠部と船に挟まれ、死亡した。
6	9月	墜落、転落	移動式クレーン	清掃・と畜業	男	60代	1年	被災者が昨日から帰宅しないと親族から事業場へ連絡があり、担当者が事業場内を捜索したところ、小型移動式クレーンの運転席で頭部から血を流し倒れている被災者を見つけた。被災者は、災害前日、当該クレーン荷台の積荷の荷卸し作業があり、同僚は、当該クレーンの後方で倒れ、自立した被災者を目撃していた。
7	9月	墜落、転落	整地・運搬・積み込み用機械	畜産業	男	40代	3月	私道の路肩から約2m下で仰向けに倒れていたトラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を同僚が発見した。被災者は、災害当日、トラクター・ショベルで道路を整地するよう指示を受けていたが、資格を有していなかった。
8	9月	交通事故	バイク	小売業	男	60代	1年	配達用の新聞を積んだ原動機付き自転車に乗り、町道を走行していたところ、鹿と衝突した。
9	10月	交通事故	バイク	金融業	女	50代	5年	スーパーの駐車場で、被災者は、原動機付き自転車を運転し、店の出入口付近に向かっていたところ、駐車場に入ってきた乗用車に衝突された。
10	10月	交通事故	乗用車	小売業	男	40代	16年	被災者は、道路脇に設置されている自動販売機に製品を補充する作業等を行っていたところ、軽自動車にはねられた。
11	11月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	60代	40年	チェーンソーで受口、追口を作った立木を被災者は、木材グラップル機を運転し、つかみ具で押し倒す作業を行っていたところ、木材グラップル機が路肩から転落し、その途中で被災者は、キャビンの外に投げ出された。
12	11月	激突され	立木等	林業	男	50代	3年	斜面で立木の伐倒作業を行った被災者は、斜面上方の林道からスイングヤーダーのアームを伸ばし被災者が伐倒した伐倒木を掴んで集材するオペレーターと無線で会話した。集材後、付近の立木に引っ掛かった状態で倒れている被災者をオペレーターが発見した。
13	12月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	40代	4年	同僚が横転したグラップルの近くで倒れている被災者を見つけた。災害発生前、被災者は、発見された位置から約30m離れた斜面上部でグラップルを運転し、伐倒木を集材していた。

宮崎県の建設業における死亡災害は、令和5年は1名（令和4年は4名）と減少しました。

なお、令和6年は2月20日現在、建設業で2名の死亡災害が発生しております。

死亡災害をなくすため、安全対策の徹底をお願いいたします。

建災防

2. 建設業における時間外労働の上限規制

「働き方改革」が、建設業でも大きな課題となってきております。

建設業においては、時間外労働の上限規制が5年間猶予されていましたが、本年4月1日以降、災害の復旧・復興の事業を除き上限規制がすべて適用されます。

このため、労働時間の管理をこれまで以上に徹底する必要があります。



3. 建設業における化学物質管理について

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理責任者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

化学物質による労働災害は、製造業のみならず建設業、第三次産業でも多くなっています。

建設業においてもリスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質）を取扱う事業場は、化学物質管理責任者及び保護具着用管理責任者の選任、リスクアセスメント等に基づく適切な管理等が必要になります。



火薬協会

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

（1）販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・・・・・遅滞なく

（2）火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・・・計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・・・実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」・・遅滞なく

2. 火薬庫の定期自主検査の徹底について

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬取締法第35条の2（具体的には同法施行規則第67条の9の規定）により、定期に年2回以上の自主的に検査を行う義務があります。

この場合、貯蔵については繁忙期がある火薬庫については、繁忙期の直前に1回は行わなければなりません。

検査をする火薬庫を大掃除して、その構造、位置、設備が規則第22条から第32条までの技術上の基準に適合しているのかを検査し、避雷装置、警鳴装置、消火設備等の保安施設が円滑に作動するかどうかを検査しなければなりません。

適合しない部分や円滑に作動しない場合には、補正・補修しなければなりません。

定期自主検査の計画の知事への届出や検査結果の報告は、規則第67条の10及び第67条の11の規定になります。

令和5年度の定期自主点検計画及び結果報告が遅延するこのないように特に注意してください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況 (単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和5年度	273	▲13.6	14,686	91.0	3,688	10.4	157,064	28.7
令和4年度	316	59.6	7,690	▲17.6	3,342	▲6.2	122,035	▲14.2
令和3年度	198	▲16.8	9,338	64.5	3,563	▲6.6	142,292	▲5.2
令和2年度	238	49.7	5,677	▲16.1	3,815	▲1.7	150,092	18.7

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

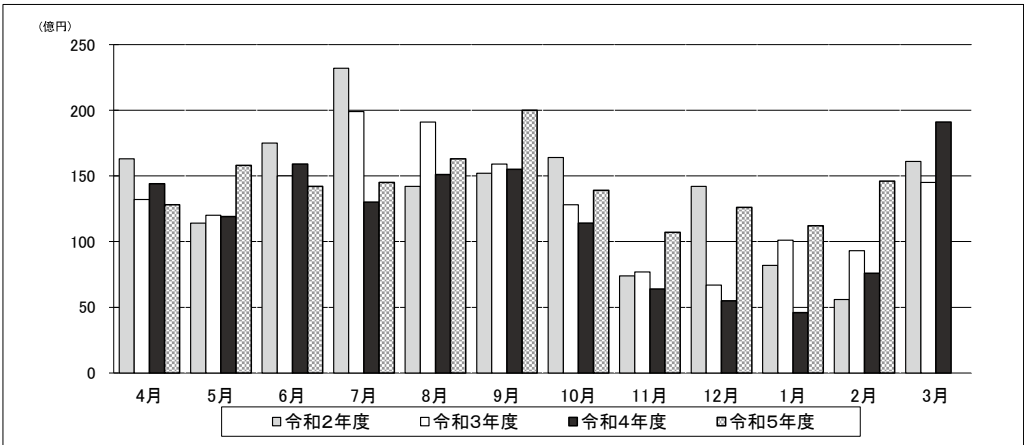
II. 発注者別の状況 (単位：件、百万円、%)

発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	29	▲9.4	4,788	57.6	249	0.4	29,523	21.9
独立行政法人等	1	▲80.0	460	94.0	31	24.0	9,983	136.3
県	89	9.9	3,497	35.6	1,228	2.3	56,808	14.3
市町村	150	▲24.2	2,740	49.2	2,151	16.2	55,015	32.7
その他	4	<	3,199	<	29	61.1	5,732	136.8
計	273	▲13.6	14,686	91.0	3,688	10.4	157,064	28.7

III. 地区別の状況 (単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	33	22.2	1,460	▲18.8	571	▲6.5	33,094	7.3
日 南	20	▲4.8	1,419	19.6	242	7.1	10,705	6.2
串 間	5	▲37.5	136	▲19.5	110	▲6.0	4,566	65.5
都 城	17	▲59.5	4,344	148.0	404	▲1.7	27,448	48.3
小 林	46	58.6	1,173	289.1	346	6.1	15,318	29.3
高 岡	4	0.0	85	179.8	120	▲7.7	2,752	2.8
西 都	22	▲8.3	674	32.3	220	8.9	5,781	50.3
高 鍋	8	14.3	1,766	837.0	168	8.4	10,734	21.7
日 向	54	▲20.6	2,095	205.1	647	28.4	23,173	110.5
延 岡	22	▲15.4	819	16.6	330	2.5	14,541	▲5.7
西臼杵	42	▲30.0	710	95.3	530	56.8	8,948	43.6
計	273	▲13.6	14,686	91.0	3,688	10.4	157,064	28.7

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

前払金 **40%**

中間前払金 **20%** 受取可能!

契約締結 → 工期 → 竣工

工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。

- 保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
- 発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律**0.065%**と非常にローコストです。

一例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
https://www.wjcs.net/

検索

保証会社

3. 電子保証のご案内

令和5年4月1日より **宮崎県** で運用開始

電子保証のご案内



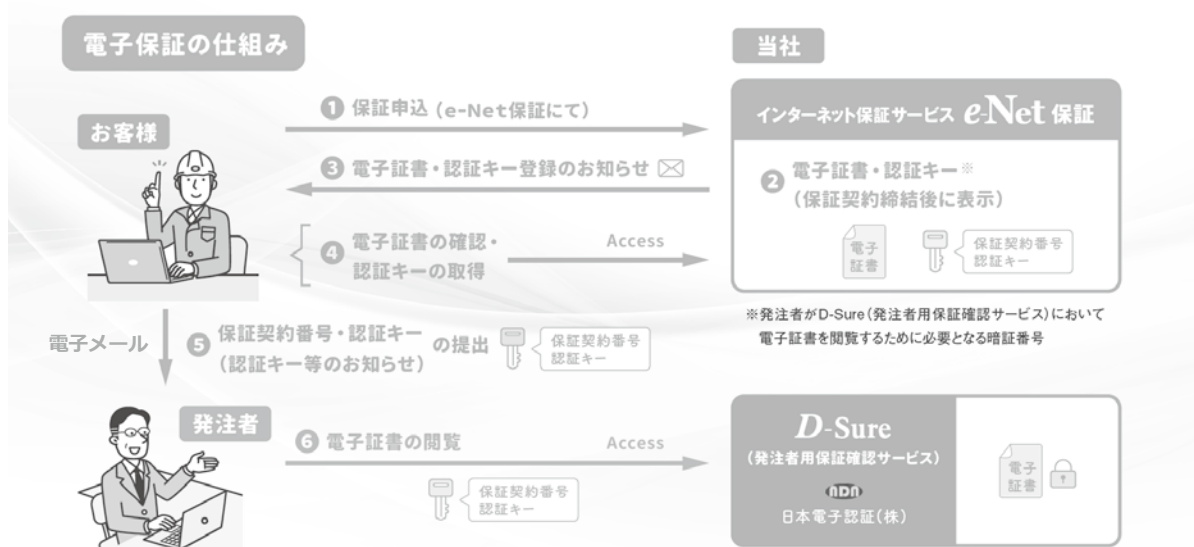
Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは	書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
ご利用の要件	お客様が「e-Net 保証」を利用し保証申込みいただくこと
対象案件	令和5年4月1日以降に宮崎県と契約する 工事および建設コンサルタント業務
対象の保証証書	前払金保証、中間前払金保証、契約保証

西日本建設業保証株式会社

建設業情報管理センターからのお知らせ

なんでも経審Plusは、

JCIP

(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)に
令和5年スタート時より対応!!

許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ▶ JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ▶ JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ▶ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。

経営状況分析は“信頼と実績”の 登録経営状況分析機関 登録番号 1

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC** なんでも経審Plus **検索**

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館 6階

【お問い合わせ】 TEL 092-483-2841 FAX 092-483-2846

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。



AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

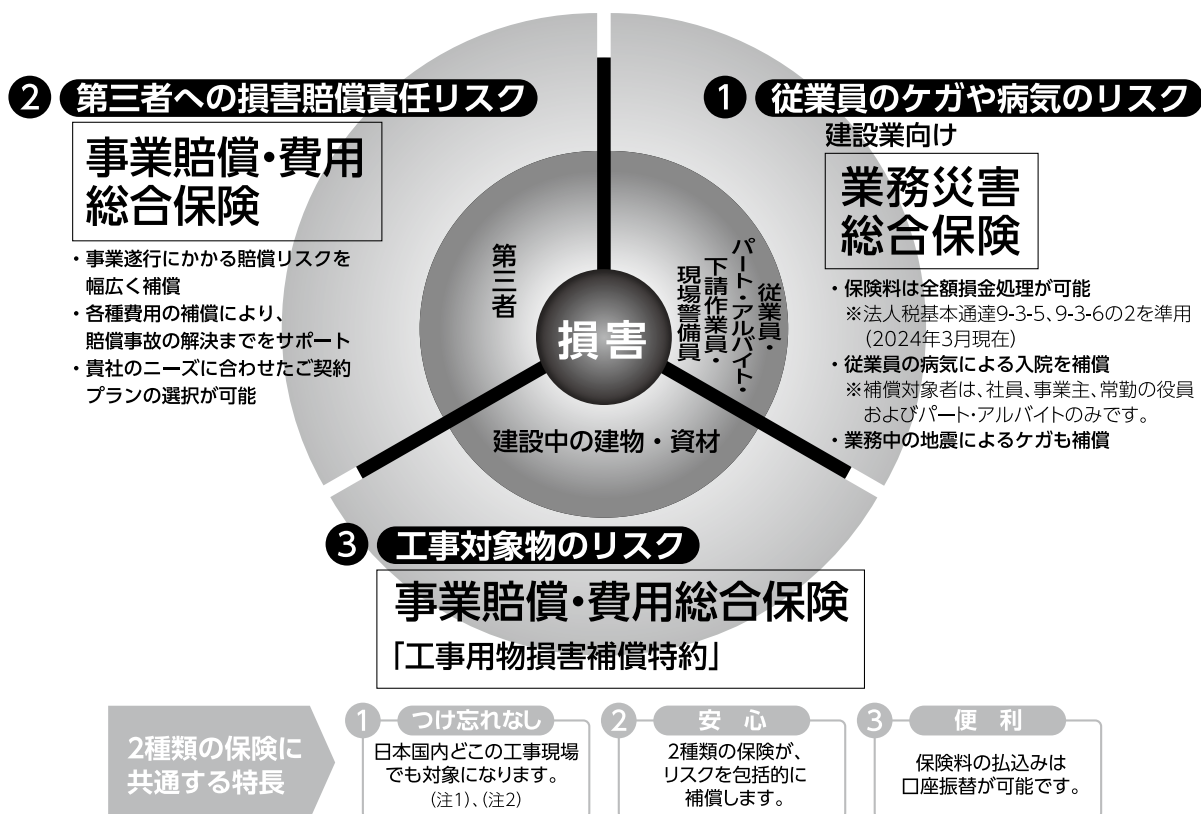


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。



(注1)事業賠償・費用総合保険の「工事用物損害補償特約」では、土木工事等、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。
(注2)業務災害総合保険では、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。

- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2024年3月現在の内容です。)
詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店 (担当: 藤川・飯倉)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3412

建設業福祉共済団

＜法定外労災補償制度＞

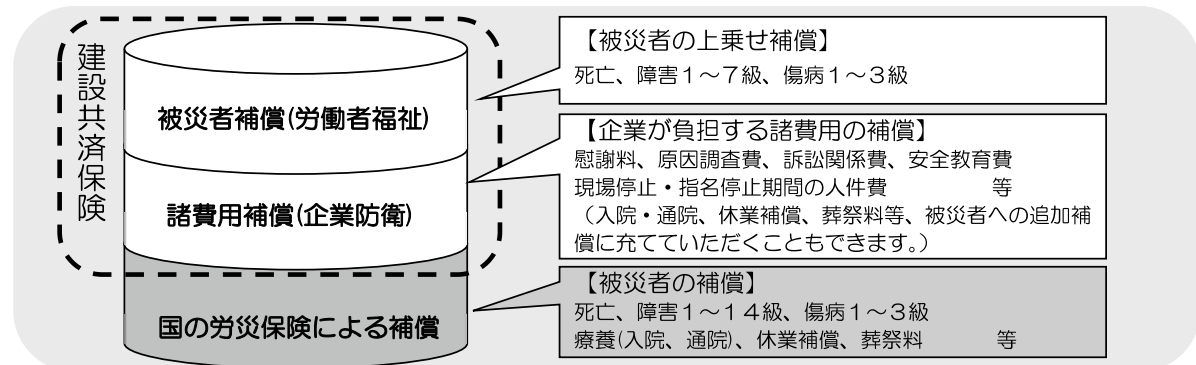
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度(R4創設)で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931
 其他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

R5.9 掲載内容更新

ますます安心。充実の制度。



契約者割戻金制度が始まっています。

契約者
割戻金制度により
**掛金負担が
軽減**

手厚い補償

保険金区分合計
最高**5,000万円**

労働者と企業の
**リスクを
カバー**

社員と家族、会社を守るために。

建設共済保険

法定外労災補償制度



今すぐ、ご加入を!

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前 9:00 ~ 午後 5:00 (土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>